破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１５６５号
千葉県流山市松ケ丘５丁目666番地の４　レオパレス　スタンディングロック102、申立時の住所北海道恵庭市幸町２丁目２番15号
債務者　佐藤　貴文
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０７６号
札幌市北区新川２条５丁目６番８号　ローヤルハイツ新川101号
債務者　松崎　千絵
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２９９号
札幌市東区北23条東10丁目２番13―306号
債務者　木村　和文
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３００号
札幌市東区北23条東10丁目２番13―306号
債務者　木村　智子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３５２号
札幌市中央区北５条西29丁目２番１―511号
債務者　佐藤　　斎
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４５８号
札幌市東区本町１条４丁目７番３号
債務者　西村庸芝史
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５１１号
札幌市豊平区美園５条２丁目１番10―403号
債務者　鈴木　悠加
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５２８号
札幌市東区北47条東１丁目１番15号　栄和ハウス10号
債務者　岩崎　史子（旧姓山本・上野）
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５７７号
札幌市清田区北野３条２丁目12―16　ハイツ三高102号室、住民票上の住所札幌市清田区北野５条２丁目６番12号　ＨＯＭＡＲＥ　Ｂ．Ｌ．Ｄ201号
債務者　山本　　昇
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６９３号
札幌市厚別区上野幌１条２丁目２番15―103号
債務者　五十嵐治幸
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６９４号
札幌市厚別区上野幌１条２丁目２番15―103号
債務者　五十嵐映美子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７１４号
札幌市南区川沿５条２丁目３番52号　アサヒハイツ201号
債務者　原田　　賢
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７３６号
札幌市北区麻生町６丁目８番23号　レジデンス麻生207号
債務者　斎藤　和幸
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７７６号
札幌市豊平区平岸５条13丁目２番12号　グランフォルム南平岸202号
債務者　細川　敏代
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７９６号
北海道江別市元江別877番地の11
債務者　赤坂はるみ
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８１５号
北海道室蘭市高砂町１丁目15番13号
債務者　川岸　暁美
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８２８号
札幌市中央区南４条西11丁目1291―５　グランメゾン南４　103号、住民票上の住所北海道旭川市神居１条12丁目２番13号　ＡＸＩＳカムイ　101号
債務者　望月　厚志
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部